

令和5年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月13日 (採決)

令和5年 第1回 定例会 会議録

日時 令和5年3月13日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	岩下勝正	2番	藤木高裕	3番	横山和輝
4番	品川静	5番	古屋宏治	6番	田辺弘之
7番	栗須信治	8番	村瀬敬太郎	9番	今長谷武和
10番	阿部寛治	11番	松田國守	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	大塚哲雄
教育長	今長谷寛	総務課長	田村明広
財政課長	藤忠文	財産活用課長	熊谷重幸
会計課長		まちづくり課長	大内田幸介
税務課長	進藤功次	収納課長	花田篤
住民課長	有隅哲哉	健康課長	村瀬菊子
福祉課長	平山智久	産業観光課長	松熊大
都市整備課長	堀雅仁	上下水道課長	城戸勝範
学校教育課長	田中久善	こども育成課長	松岡秀策
社会教育課長	藤幸三	監査委員事務局長	佐伯和久

出席した議会事務局職員

局長	水江靖浩	次長	生野崇
係長	水伴秀代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は全員出席で会議は成立いたします。

なお、本日執行部で、栗原会計課長が病気療養のため欠席しております。

では、本日の日程に入ります前に、3月3日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。発言内容を慎重に検討し字句等の訂正及び取消しを行っております、御協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

それでは、日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第4号「篠栗町個人情報保護法施行条例の制定について」を議題といたします。本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員会 委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第4号「篠栗町個人情報保護法施行条例の制定について」

本議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の規定により、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例を制定することについて議会の議決を求められたものであります。

制定の主な内容は、個人情報保護条例において定められている規定が、個人情報の保護に関する法律により、全国統一的な規定として適用されることから、法に条例委任されている事項等を本条例で規定するものであります。

この条例については、令和5年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第5号「篠栗町男女共同参画推進条例の制定について」を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員会 委員長(古屋 宏治) 報告いたします。

議案第5号「篠栗町男女共同参画推進条例の制定について」

本議案は、篠栗町における男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画に関する取組を総括的かつ計画的に推進するため、本条例を制定するものであります。

制定の主な内容は、男女共同参画社会を実現するための基本理念を定め、町、町民、自治組織、教育に関わるもの、事業者等の責務を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定めるものであります。

この条例については公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治）全員賛成と認めます。

よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第6号「こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関連法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理する条例の制定について」を議題といたします。

本案は文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
はい、栗須委員長。

○文教厚生常任委員会 委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第6号「こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」

本議案は、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が、令和5年4月から施行されることに伴い、関係条例について所要の規定を整備するため、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

制定の主な内容は、法律から引用している条項の整合を図るものであります。

この条例については、令和5年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 委員長、これ、関係条例の整理に関する条例ですが、条例の整理というのは、未来永劫続くものなんですか。

○議長（阿部 寛治） はい、栗須委員長。

○文教厚生常任委員会 委員長（栗須 信治） はい。今、荒牧議員から質疑をいただきましたが、当委員会におきましては、この案件については、質疑はございませんでしたので、私の発言は控えたいと思います。

以上です。

○議長（阿部 寛治） 質疑は、ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第7号「篠栗町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び篠栗町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

○議長(阿部 寛治) はい、古屋委員長。

○総務建設常任委員会 委員長(古屋 宏治) 報告いたします。

議案第7号「篠栗町公の施設に関わる指定管理者の指定手続等に関する条例及び篠栗町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、篠栗町個人情報保護法施行条例の制定に伴い、篠栗町個人情報保護条例を廃止することから、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、本条例中、篠栗町個人情報保護条例で、規定されている事項について、篠栗町個人情報保護法施行条例及び篠栗町議会の個人情報の保護に関する条例で、新たに規定されているものに改定を行うものであります。

この条例については、令和5年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第8号「篠栗町印鑑条例及び篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。栗須委員長。

○文教厚生常任委員会 委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第8号「篠栗町印鑑条例及び篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、印鑑登録証明書及び住民票のコンビニ交付利用について、マイナンバーカードのみの利用としているところをスマートフォン搭載の電子証明書でも利用できるように変更するものであります。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第9号「篠栗町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員会 委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第9号「篠栗町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、篠栗町地域防災計画の改定により、篠栗町災害対策本部の組織体制を見直すことに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、災害対策本部を本部会議及び本部運営室に見直すとともに、その組織の機能や役割を明確化するものであります。

この条例については、令和5年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第10号「篠栗町職員の公共的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員会 委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第10号「篠栗町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、公益的法人等へ再任用職員についても派遣できるようにすること及びその派遣団体として、一般社団法人篠栗町観光協会を追加するため、本条例の一部を改正することについて議会の議決を求められたものであります。この条例については令和5年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第11号「篠栗町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。古屋委員長。

○総務建設常任委員会 委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第11号「篠栗町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、議会議員の報酬において、平成9年4月1日以降、額の改定が行われておらず、その間に社会経済情勢は大きな変化を見せていることに伴い、報酬額を改定するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

なお、篠栗町特別職給料等審議会条例第2条の規定に基づき、あらかじめ篠栗町

特別職給料等審議会の意見を聴取されております。

この条例については令和5年5月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第12号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。
古屋委員長。

○総務建設常任委員会 委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第12号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、監査委員の報酬において、代表監査委員については平成26年4月1日以降、議会選出監査委員については平成10年4月1日以降、額の改定が行われておらず、その間に社会経済情勢は大きな変化を見せ、その職責は重さを増していること、また、糟屋地区内での均衡を図ることに伴い、報酬額を改定するため本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

この条例については、令和5年4月1日から施行されます。

なお、委員会において、代表監査委員の実務・実働内容を日当単価に換算した際の単価が安価ではないかとの意見があり、さらなる改定をするべきとの提案がございました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第13号「篠栗町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。古屋委員長。

○総務建設常任委員会 委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第13号、「篠栗町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、常勤の特別職の給料において、平成9年4月1日以降、額の改定が行われておらず、その間に社会経済情勢は大きな変化を見せ、その職責は重さを増していること。また、糟屋地区内での均衡を図ることに伴い、給料額を改定するため本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

なお、篠栗町特別職給料等審議会条例第2条の規定に基づき、あらかじめ篠栗町特別職給料等審議会の意見を徴収されております。

この条例については令和5年4月1日から施行されます。

なお、委員会において、特別職と議員が担う職責を比較した際、今回の報酬の上昇額では、十分満たされていないとの反対意見がございました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

○議員（荒牧 泰範） はい、委員長。

○議長（阿部 寛治） はい、反対討論、どうぞ。

○議員（荒牧 泰範） 議席番号12番、荒牧でございます。

議案第13号に反対いたします。まず初めに、議案第11号において、議会サイドからの提出でなく、執行部の御厚意による議員報酬増額に心より感謝申し上げます。ただ、議員報酬増額率は8.6%であります。町長給料の増額率は0.8%にとどまり、提案理由の社会経済情勢の変化には遠く及ばないものと考えます。

加えて、近年の異常気象による甚大な被害をこうむった我が町の町長職は眠れないような日々が幾度もあったと思われまふ。災害や戦争等で、社会情勢が大きく変化した中、これからは、なお一層の努力を強いられることとなります。副町長職も同様で、教育長においては町の未来を担う子供たちの育成や社会教育の充実など、こちらにも重責でございます。

適正な増額の再提案を求めて反対いたします。

○議長（阿部 寛治） 次に、賛成討論ありませんか。

次に、反対討論ありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 賛成多数と認めます。

よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第14号「篠栗町国民健康保険税の条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員会 委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第14号「篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」本議案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和5年4月1日から施行されることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、国民健康保険税の賦課限度額について、後期高齢者支援金分を2万円引き上げるものと、国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を5割軽減の基準については5,000円、2割軽減の基準については、1万5,000円引き上げるものであります。

この条例については、令和5年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第15号「篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。
古屋委員長。

○総務建設常任委員会 委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第15号「篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する狂犬病予防法の特例の適用により、簡素化される犬の登録事務に関わる手数料を無料とする必要があるため、

本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は畜犬登録手数料について、マイクロチップによる登録については手数料を無料とするものであります。

この条例については、令和5年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） はい、ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第16号「篠栗町総合保健福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○文教厚生常任委員会 委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第16号「篠栗町総合保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、篠栗町総合保健福祉センターのカラオケルームを授乳室へ変更することに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、本条例の別表中カラオケの項を削除するものであります。

この条例については、令和5年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第17号「篠栗町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も文教厚生常任委員会に付託しておりますので委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員会 委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第17号「篠栗町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の内容は、障がい者施設等に入所した場合の特例が適用される施設に老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム介護保険法第8条第11項に規定する特定施設、または、同条第25条に規定する介護保険施設を追加するものであります。

この条例については、令和5年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第18号「篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。
栗須委員長。

○文教厚生常任委員会 委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第18号「篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」
本議案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年4月1日から施行されることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の内容は、出産育児一時金の基本額を40万8,000円から48万8,000円に引き上げるものであります。

この条例については、令和5年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第19号「字の区域の変更及び町(丁目)の区域の設定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。
栗須委員長。

○文教厚生常任委員会 委員長(栗須 信治) 報告いたします。

議案第19号「字の区域の変更及び町(丁目)の区域の設定について」

本議案は、住居表示の実施予定区域において、字の区域の変更及び町(丁目)の区域を設定するため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求められたものであります。

内容は、「大字田中」「大字尾仲」の一部区域を廃止し、新たに「田中1丁目から田中4丁目」までの町(丁目)の区域を設定するものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第20号「町道の認定について」を議題といたします。

本案は総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
古屋委員長。

○総務建設常任委員会 委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第20号「町道の認定について」

本議案は、宅地開発により造成された篠栗町へ帰属された道路を、新規路線として町道認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求められたものであります。

認定路線名は、「津波黒地区37号線」「高田地区31号線」「乙犬地区37号線」「篠栗地区61号線」及び「篠栗地区62号線」であります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第21号「町道の路線変更について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、古屋委員長。

○総務建設常任委員会 委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第21号「町道の路線変更について」本議案は、宅地開発により既存道路の終点、延長及び幅員が変更となるため、道路法第10条第3項の規定により路線を変更するため、議会の議決を求められたものであります。

変更路線名は「篠栗地区24号線」であります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第22号「令和4年度篠栗町一般会計補正予算（第8号）について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第22号「令和4年度篠栗町一般会計補正予算（第8号）について」

本議案は既定の予算総額に歳入歳出それぞれ8,795万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ125億3,450万1,000円とするものであります。

歳出における主な事業では、企画費、ふるさと寄附金返礼品に1,600万円、ふるさと寄附金支援業務委託料に572万円、総合保健福祉センター運営費、防災監視盤及び非常放送アンテナ架更新工事に962万2,000円、基金費、財政調整基金利子積立金ほか3億5,147万2,000円を補正するものです。その他、事業費の確定、入札執行残、経費削減等による執行残等での減額補正を行っております。

主な歳入では、地方消費税交付金7,000万円増、地方交付税4,881万3,000円の増、国庫支出金7,743万6,000円の減、県支出金3,069万5,000円の減、寄附金4,100万8,000円の増とするものであります。

繰越明許費補正については、（戸籍情報システム改修業務委託）に471万9,000円、（オアシス篠栗防災監視盤及び非常放送アンテナ架更新工事）に1,399万2,000円、（脱炭素ロードマップ策定業務委託）に1,371万7,000

円、（城戸地区歩道整備工事）に600万円、（都市計画マスタープラン中間改訂業務委託）に840万6,000円を追加するものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細については省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成のとおり、原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第23号「令和4年度篠栗町国民保険特別会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第23号、「令和4年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」

本議案は令和4年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算に歳入歳出それぞれ666万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,826万円とするものであります。

補正予算内容は、歳出において実績見込みにより、後期高齢者医療広域連合納付金666万6,000円を増額補正。

歳入において後期高齢者医療保険料のうち、特別徴収保険料を375万4,000円増額補正し、普通徴収保険料を476万8,000円を増額補正。繰入金を2

63万6,000円の減額補正のほか、予算整理をするものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細については省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの報告の前に、議案第23号を国民健康保険と私が言っておりましたが、委員長が言うように「令和4年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」を、今、報告してもらいました。

大変失礼しました。

では、ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第24号「令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第24号「令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第4号）について」

本議案は令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計に、既決の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額に、収益的支出800万円を追加し、収益的支出の総額を8億5,460万2,000円とし、収益支出額に対し1,268万5,000円の黒字予算とするものであります。

補正予算の内容は、支出において消費税及び地方消費税の増額補正であります。
全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第22、議案第25号「令和5年度篠栗町一般会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） はい、報告いたします。

議案第25号「令和5年度篠栗町一般会計予算について」、本議案は令和5年度一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ111億1,489万2,000円とするものであります。前年度当初予算に対し、4億8,400万7,000円の増額となっております。

主な増額の要因は、ふるさと寄附金に対する返礼品、障がい者福祉及び児童福祉のサービスに係る経費、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金、消防団本部班タンク車更新、篠栗中学校給食食器洗浄システム更新などであります。

また主な減額要因は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の縮小、同報系無線設備更新業務、児童館LED化工事、カブトの森公園高圧ケーブル取替工事の終了及び臨時財政対策債の減額等に伴う公債費の減少などであります。

地方債について、地方債の限度額は臨時財政対策、緊急防災・減災事業のほか合計7の事業債で、総額2億2,123万8,000円計上されております。

なお2款1項6目企画費において、北地区産業団地看板設置工事費用が高額により反対の意見が出されております。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて、原案のとおり可決いたしております。

なお、本議案に対しまして歳出予算の3款1項2目の敬老祝い金給付事業が縮小予算化されたことについての代替事業等の予算を、令和5年度に補正予算計上することの附帯決議を議員全員賛成にて可決しております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

はい、藤木議員。

○議員（藤木 高裕） 議席番号2番、藤木高裕でございます。

予算書、2款1項6目14節施設整備工事費、この工事費は篠栗北地区産業団地に2か所の看板を設置するものです。この看板1か所600万円強という高額な費用を、なぜ町が全額負担して建てなければいけないのか、納得出来ません。

よって、議案書第25号に反対の意を表します。

○議長（阿部 寛治） 続いて、賛成討論を行います。

賛成討論はありませんか。

続いて反対討論はございませんか。

討論がないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 賛成多数と認めます。

よって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第23、発議第3号、「議案第25号 令和5年度篠栗町一般会計予算に対する附帯決議について」を議題といたします。

お諮りします。本発議は、予算特別委員会において協議を行い、議員全員にて発議を行っておりますので、篠栗町議会会議規則第39条第2項により、趣旨説明及び討論は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

では、議会事務局長に発議の朗読をさせます。

○議会事務局長(水江 靖浩) 発議第3号、篠栗町議会阿部寛治殿、「議案第25号 令和5年度篠栗町一般会計予算に対する附帯決議について」

上記の議案を別紙のとおり、篠栗町議会会議規則(昭和39年議会規則第1号)第14条第2項の規定により提出する。

令和5年3月13日

提出者 篠栗町議会議員 栗須信治

賛成者 篠栗町議会議員、古屋宏治、村瀬敬太郎、松田國守、荒牧泰範、今長谷武和、田辺弘之、品川静、横山和輝、藤木高裕、岩下勝正。

提案理由、令和5年度篠栗町一般会計当初予算において縮小された敬老事業の代替事業等を、令和5年度篠栗町一般会計補正予算などでの計上を要望するため、

「議案第25号 令和5年度篠栗町一般会計予算に対する附帯決議」

令和5年度篠栗町一般会計予算において計上された3款1項2目の報償費において実施する敬老祝金支給事業について、前年まで計上されていた77歳、99歳以上の高齢者に対する支給分が縮小された。

敬老事業は、町が多年にわたり社会に貢献されてきた高齢者の方に対して敬意を表する事業として、長年実施されてきたものである。このたび、町は高齢者を取り巻く諸情勢の変化、近隣自治体の状況を鑑み、本事業の縮小を決定した。

高齢者の方が増加する中、また、町として今後公共施設の更新など多大な費用を要する見込みがある中で、同規模を維持しての事業の実施が困難となる可能性に対しては、一定の理解をする。しかし今回の削減については、早急な方針表明であり、当事者の方に対する理由の説明など不十分であると思われる。本事業は、長年にわたり実施され、高齢者の方からは継続を望む声や丁寧な説明を求める声があることが予想される。

そのことから、本事業の本年度同様の規模での継続、もしくは高齢者の方が篠栗

町に住んで良かったと感じ、心が温まるような代替の施策を令和5年度篠栗町一般会計補正予算などでの計上を要望するとともに、本事業の縮小理由については、当事者の方に対して丁寧な説明を要望することを附帯決議とする。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） ただいまの発議に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

それでは、ただいまから採決を行います。

発議第3号について、本案に賛成の方は御起立願います。

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第26号「令和5年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第26号「令和5年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」

本議案は、令和5年度篠栗町国民健康保険特別会計予算の総額を歳入・歳出それぞれ27億8,605万5,000円とするもので、前年度当初予算額に対し0.4%の増となっております。

歳出の主なものは、保険給付費19億3,997万9,000円、国民健康保険事業費納付金7億5,677万6,000円で、歳入の主なものは、国民健康保険税5億1,749万7,000円、保険給付費等交付金の県補助金19億8,103万2,000円であります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細については省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第25、議案第27号「令和5年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題とします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員会委員長(栗須 信治) 報告いたします。

議案第27号「令和5年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」

本議案は、令和5年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算の総額を、歳入・歳出それぞれ4億8,577万5,000円とするもので、前年度当初予算額に対して約8.3%の増となっております。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金4億6,454万9,000円で、歳入の主なものは後期高齢者医療保険料3億5,631万円、一般会計繰入金1億2,945万8,000円であります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定すること

に賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第26、議案第28号「令和5年度篠栗町水道事業会計予算について」を議題とします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第28号「令和5年度篠栗町水道事業会計予算について」

本議案は令和5年度篠栗町水道事業会計予算を第2条に定める業務の予定量に即して収支の予定額を定めるものであります。

第3条において、収益的収入の予定額は6億4,055万3,000円に対し、支出の予定額は5億5,080万6,000円となり、8,974万7,000円の黒字予算とするものであります。

次に、第4条において、資本的収入の予定額2億2,460万円に対し、支出の予定額を3億8,345万6,000円とし、資本的支出額に対し、不足する1億5,885万6,000円は、損益勘定留保資金などで補填されます。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第27、議案第29号「令和5年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について」を議題といたしいたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第29号「令和5年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について」

本議案は、令和5年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算を第2条に定める業務の予定量に即して、収支の予定額を定めるものであります。

第3条において、収益的収入の予定額は8億9,606万3,000円に対し、支出の予定額は8億8,534万4,000円となり、1,071万9,000円の黒字予算とするものであります。

次に、第4条において、資本的収入の予定額は4億1,695万8,000円に対し、支出の予定額を5億8,861万8,000円とし、資本的支出額に対し不足する1億7,166万円は、損益勘定留保資金などで補填されます。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第28、発議第1号「篠栗町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を議題といたします。

お諮りします。

本発議は、全員協議会において協議を行い議員全員にて発議を行っておりますので、篠栗町議会会議規則第39条第2項によって、趣旨説明及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

では、議会事務局長より発議の朗読をさせます。

水江事務局長。

○議会事務局長(水江 靖浩) 発議第1号、篠栗町議会 阿部寛治殿、「篠栗町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」

上記の議案を別紙のとおり、篠栗町議会会議規則(昭和39年議会規則第1号)第14条第2項の規定により提出する。

令和5年3月13日

提出者 篠栗町議会議員 松田國守、

賛成者 篠栗町議会議員 村瀬敬太郎、荒牧泰範、今長谷武和、栗須信治、田辺弘之、品川静、古屋宏治、横山和輝、藤木高裕、岩下勝正。

提案理由、令和5年4月1日に施行される新個人情報保護法において、地方公共団体の機関の定義から議会が除外されるため、議会において独自に個人情報保護のための必要な措置を講じるため。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) ただいまの発議に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

それではただいまから採決を行います。

発議第1号について本案に賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第 29、発議第 2 号「篠栗町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」

お諮りします。

本発議も全員協議会において協議を行い、議員全員で発議を行っておりますので、篠栗町議会会議規則第 39 条第 2 項によって、趣旨説明及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

議会事務局長に発議の朗読をさせます。

水江事務局長。

○議会事務局長(水江 靖浩) 発議第 2 号、篠栗町議会 議長 阿部寛治殿、「篠栗町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」

上記の議案を別紙のとおり、篠栗町議会会議規則(昭和 39 年議会規則第 1 号)第 14 条第 2 項の規定により提出する。

令和 5 年 3 月 13 日

提出者 篠栗町議会議員 松田國守、

賛成者 篠栗町議会議員 村瀬敬太郎、田辺弘之、岩下勝正、栗須信治、藤木高裕、今長谷武和、横山和輝、荒牧泰範、品川静、古屋宏治。

提案理由、文教厚生常任委員会の所管に関する標記を整理するため。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) ただいまの発議に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

それではただいまから採決を行います。

発議第 2 号について、本案に賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、発議第 2 号は原案のとおり可決されました。

日程第 30、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設・文教厚生両委員長から会議規則第 75 条の規定により、御手元のタブ

レットに掲載のとおり、閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。

総務建設・文教厚生両委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) よって、そのように決定しました。

○議員(荒牧 泰範) 議長、確認させてもらっていいですか。

○議長(阿部 寛治) どうぞ。

○議員(荒牧 泰範) 文教厚生のほうは、1番下、これでいいんですか。

○議長(阿部 寛治) 1番下、1番下ってどういう意味ですか。

発議の内容ですか。

(文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査に、発議2号文教厚生常任委員会の所管に関する標記を整理が)反映していないといっているんですか。

今日、みんなから賛成していただいたわけですから、これに足りない部分があると思いますが、それは、次回(公布の日)からお願いします。

次に、お諮りいたします。

○議長(阿部 寛治) 本会議中の誤読などによる字句・数字等の整理訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任して頂きたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって朗読・誤読などによる字句数字等の整理訂正は、議長に委任していただくことを決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで、町長、何か発言することがありましたら許可いたします。

三浦町長。

○町長(三浦 正) 令和5年第1回定例会の閉会に当たりまして御挨拶申し上げます。長期間にわたる御審議誠にありがとうございました。

「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の人事案1件、「篠栗町個人情報保護法施行条例の制定について」をはじめ条例案15件、「字の区域の変更及び町(丁目)の区域の設定について」、「町道の認定について」、「町道の路線変更について」の3件、令和4年度補正予算3件、令和5年度当初予算5件の

上程いたしました27議案について、全て可決いただきましたことに感謝いたします。

また、議員発議として「議案第25号、令和5年度篠栗町一般会計予算」に対する附帯決議が全員賛成にて可決されました。

内容は、執行部が提案した、3款1項2目報償費において、敬老祝金支給事業における77歳・99歳以上の高齢者に対する支給分の縮小について、当事者の方に対する縮小理由の説明が不十分であることを踏まえ、本事業を令和4年度と同規模での継続もしくは、高齢者の方が篠栗町に住んでよかったと感じ、心が温まるような代替の施策を、令和5年度篠栗町一般会計補正予算などでの計上を要望するとともに、本事業の縮小利用については、当事者の方に対して丁寧な説明を要望されたものでございました。

執行部といたしましては、本定例会初日の全員協議会において、本事業の縮小理由について、今後増加する高齢者人口の動向について等、縮小を提案するに至った背景を十分説明したつもりではございましたが、説明が足りなかったことを反省いたしております。

ただいまの附帯決議を重く受け止め、令和5年議会第2回定例会において、今後の敬老祝金事業のあり方について、しっかりと御説明し、御議論をいただきたいと考えますので、何とぞよろしく願いいたします。

令和5年度当初予算では、令和4年度と比べて予算総額で4億8,400万円、率にして4.6%増の111億1,400万円余となりました。

主な増加要因といたしましては、ふるさと寄附金に対する返礼品、障がい者福祉及び児童福祉のサービスに係る経費や、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金の増加などでありました。

予算特別委員会の中での御意見にもありましたが、今後は、当初予算を組むに当たっては、予算額の決定について、これまで以上に査定をしっかりと行い、限られた財源を有効に活用できるよう、予算編成に努めてまいります。また、予算審議の際にいただいた貴重なご意見を十分踏まえながら、節約すべきところは節約し、また執行に当たって見直すべきところは補正案を議会に上程させていただきまして、議会のチェックのもとに粛々と行政運営を行ってまいりたいと考えております。

ただいま成立いたしました、令和5年度予算に基づく事業計画を早期に実行するため、各課ともできるだけ仕事を前倒しして取り組んでまいりますので何卒よろしく願いいたします。

最後に、本年4月末日をもって、議員の皆様が任期が終了いたしますが、4年間の議員の皆様のお御尽力に心から感謝申し上げます。

私は、令和元年5月13日開会の今期の初議会におきまして、

『篠栗町議会におかれましては、これからの4年間、自治体運営の指針ともいべき地方自治法第1条の2第1項に謳う「地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」を常に意識していただき、憲法第93条に定める「議事機関」としての篠栗町議会の機能を十分に発揮していただき、篠栗町行政全般にわたる最高の意思決定機関として運営されることを願いますとともに、行政のチェック機関として、執行部に対しましてご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。』と、ご挨拶申し上げます。

4年間を振り返りますと、阿部議長の強いリーダーシップのもと所期の目的を果たしていただきましたことに改めて感謝申し上げます。

篠栗町に奉職する役職員を代表いたしましてお礼を申し上げます。

4年間誠にありがとうございました。

改選後の議会におきましても引き続き、行政のチェック機関として行政とともに篠栗町を発展に導く車の両輪としてのご尽力を賜りたいと願っております。

このたび御勇退されます、阿部議長、松田議員、田辺議員には大変ご苦労さまでございました。永年にわたり、町政発展のためにご尽力賜りましたこと、町民を代表してお礼を申し上げます。誠にありがとうございました。今後は、篠栗町議会議員OBとして、篠栗町の発展のため、地域の活性化のために、引き続きお力を賜りたいと思います。何卒よろしく願いいたします。

また、新たな御自身の活躍の場を求めて、今期でご退任されるとお聞きしております藤木議員におかれましては、新天地での更なるご活躍をお祈りしております。どうもありがとうございました。

3月限りで定年退職される松岡こども育成課長には、永い間の行政職員としてのお勤め大変御苦労さまでした。行政という柱の一翼を担っていただき、課長職の重責を全ういただきましたことに、この場をお借りして、私からも心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

最後に、4月23日に向けての議員の皆様方のご健闘を祈念申し上げまして、令和5年第1回定例会閉会の挨拶といたします。

長期間にわたるご審議誠にありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） それでは、町長からの御挨拶がありましたので、改めて議長からも挨拶をさせていただきます。

ここで、任期最後の議会を閉会するに当たり議会を代表して一言挨拶を申し上げます。

本定例会は3月1日に開会し、本日をもって閉会いたします。

が、議会審議に関しまして、三浦町長はじめ町執行部の皆様方には、積極的に御理解と御協力をいただきましたこと真摯な対応に深く感謝しております。

また、松岡こども育成課長におかれましては、今年度をもって退職されると聞き及んでおります。長い間、篠栗町の発展充実のために、鋭意ご尽力されましたことに深く感謝申し上げます。今後は、今まで養われてきました知識や技術、人脈を通じて、地域や家庭において、大いに発揮され、さらなるご活躍を期待しております。

また議長として、過去4年間の議会運営・議事進行につきましては、議員の皆様方の熱心な御指導、御協力のもと、大過なく職責を全うさせていただきましたことに対しまして、厚く御礼申し上げます。

私たち議員の任期も4月末をもって満了することになりますが、来るべき選挙に出馬される皆様方におかれましては、御健闘の上に見事な栄冠を勝ち取られまして、町政の発展、議会改革、そして、町民生活の向上のために、再びこの議場でお会い出来ますことを心から祈念申し上げます。

最後になりましたが、篠栗町のますますの発展と皆様方の御健勝御多幸を心から祈念申し上げまして、お礼を兼ね、御挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

○議会事務局長（水江 靖浩） 議長。

○議長（阿部 寛治） はい、局長、どうぞ。

○議会事務局長（水江 靖浩） ここで報告させていただきます。

長年にわたり、議会議長としての、地方自治の振興に寄与した功績により、全国町村議会議長及び福岡県町村議会議長会から、阿部寛治議長に対しまして、表彰状及び記念品が贈られております。この場をお借りいたしまして、表彰状の伝達式を行いたいと思います。

よろしく願いいたします。

それでは阿部議長、前のほうによろしく願いいたします。

○副議長（村瀬 敬太郎）

表彰状

福岡県篠栗町 阿部寛治殿

あなたは町村議会議長として、多年にわたり地域の振興発展に寄与貢献せられた功績は誠に多大であります。よってここにこれを表彰します。

全国町村議会議長会会長 南雲正。

表彰状

糟屋郡篠栗町議会 議長 阿部寛治殿

貴殿は町村議会議長として、多年にわたり議会制度の高揚と地方自治の振興発展に貢献せられ、特に大きな功績を残されました。

よってこれを表彰します。

福岡県町村議会議長会会長 畠田勝廣。

以上で、本日の会議を閉じます。

○議長（阿部 寛治） これをもちまして、令和5年第1回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時45分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

阿部 寛治

篠栗町議会議員

荒牧 泰範

篠栗町議会議員

岩下 勝正
